

乳幼児医療費助成制度の受給資格者のみなさまへ

平成 19 年 3 月 1 日から
 病院や診療所などで受診した場合の
 助成を受ける手続きが簡素化されます。

●助成方法が『自動償還方式』となり、市町村への申請書の提出が不要になります。



- ◎新しい資格者証の交付を受けてください。（現在、資格者証をお持ちの方も差し替えとなります。古い資格者証は回収します。）必ず印鑑・保険証（カード式の場合は被保険者のものも必要です）・申請者の通帳（郵便局以外）が必要です。
- ◎3月から受診時には、必ず新しい資格者証を窓口で提示してください。



- ◎自己負担額を窓口でお支払いください。
- ◎助成金は、後日、登録済みの口座へ振り込まれます。

※助成金の振込は、最短でも2～3か月程度あとになります。

※平成19年2月までの受診に係る助成申請は、従来の申請書による申請手続きが必要です。

※県外の医療機関での受診に係る助成申請は、従来の申請書による申請手続きが必要です。

教育委員会からお知らせ

【問い合わせ先】管理課（内線 402）

学校で食育（作物栽培、加工、料理など）を担ってみませんか？

現在『早寝早おき朝ごはん』運動や、『食事バランスガイド』を用いた食事の重要性など、食育に対する国民の関心が高まっています。

平成17年6月に食育基本法が制定され、今年度大崎町教育委員会では、学校で食育を推進するための計画づくりを行っています。

そこで、学校に対して支援していただける団体や個人を募り、食育推進のための人材リストづくりをし、各学校で利用できるようにすることにしました。

ぜひ、リストに登録していただき、大崎町の子どもたちが食物や食事に関心を持ち、充実した健康な生活が送れるよう、皆さんの力をお貸しください。

①考えられる支援内容

生産活動体験：野菜・稲の植え付け・収穫、シイタケの駒打ちなど

出前授業：生産者の話、食育に関する話

施設見学：農場や食品加工場などの施設や設備の現地見学の場の提供および簡単な説明調理・加工体験：町内にある

改善センターなどを利用して、そば打ちやみそ作り、もちつき、魚のさばき方、郷土料理、行事食などの調理・加工体験

②登録から活用の流れ

(1)上記①のような内容で支援できるものがあれば、その内容を教育委員会に登録

(2)教育委員会で人材リストをつくり、各学校に配布

(3)学校から支援の要請を教育委員会に行い、教育委員会が支援者に支援を依頼

(4)日程が合えば支援をしていただく

③その他

(1)ボランティアのため、謝金等はできません。必要経費は学校が負担します。

(2)不審者対策の『安全パトロール』等のボランティア活動も受け付けています。

(3)登録については、登録用紙を教育委員会管理課に準備していますので、FAXやメール等での送付を希望される場合は、お知らせください。なお、電話で支援の内容、お名前等を連絡していただいてもかまいません。